

「古今著聞集」に見る恠異

Seen in “Kokoncyomonjuu”, Weird

小林 健彦

Takehiko KOBAYASHI

要旨

日本では、古来、様々な自然災害—大雨、洪水、土石流、地滑り、地震、津波、火山噴火、雪害、雹、暴風雨、高波、高潮、旱害、冷害、蝗害等、そして、人為的災害—疫病流行、戦乱、盗賊、略奪行為の発生等々、数え切れない程の災害が人々を襲い、人々はその都度、復興しながら、現在へと至る地域社会を形成、維持、発展させて来た。日本は列島を主体とした島嶼国家であり、その周囲は水（海水）で囲まれ、山岳地帯より海岸線迄の距離が短い。自然地形は狭小な国土の割には起伏に富む。その形状も南北方向に湾曲して細長く、列島部分の幅も狭い。日本では、所謂、「水災害」が多く発生していたが、それは比較的高い山岳地帯が多くて平坦部が少なく、土地の傾斜が急であるというこうした地理的条件に依る処も大きい。こうした地理的理由に依る自然災害や、人の活動に伴う形での人為的な災害等も、当時の日本居住者に無常観・厭世観を形成させるに十分な要素として存在したのである。

文字認知、識字率が必ずしも高くはなかった近世以前の段階でも、文字を自由に操ることのできる限られた人々に依った記録、就中（なかんづく）、災害記録は作成されていた。特に古い時代に在って、それは宗教者（僧侶や神官）や官人等に負う処が大きかったのである。正史として編纂された官撰国史の中にも、古代王権が或（あ）る種の意図を以って、多くの災害記録を記述していた。ここで言う処の「或る種の意図」とは、それらの自然的、人為的事象の発生を、或る場合には自らの都合の良い様に解釈をし、加工し、政治的、外交的に利用、喧伝することであった。その目的は、災害対処能力を持ちうる唯一の王権として、自らの「支配の正当性、超越性」を合理的に主張することであったものと考えられる。

それ以外でも、取り分け、カナ文字（ひらがな）が一般化する様になると、記録としての個人の日記や、読者の存在を想定した物語、説話集、日記等、文学作品の中でも、各種の災害が直接、間接に記述される様になって行った。ただ、文学作品中に描写された災害が全て事実であったとは言い難い。しかしながら、それも最初から嘘八百を並べたものではなく、素材となる何らかの事象（実際に発生していた災害）を元にして描かれていたことは十分に考えられるのである。従って、文学作品中には却って、真実としての、当時の人々に依る対災害観や、もの見方が反映され、包含されていることが想定されるのである。

筆者がかつて、『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』〔DLMarket Inc（データ版）、シーズネット株式会社・製本直送.comの本屋さん（電子書籍製本版）、2015年7月1日、初版発行〕に於いても指摘をした如く、都が平安京（京都市）に移行する以前の段階に於いては、「咎償（きゅうちょう）」の語が示す中国由来の儒教的災異思想の反映が大きく見られた。しかしながら、本稿で触れる平安時代以降の段階に在って、それは影も形も無くなるのである。その理由に就いては、はっきりとはしていない。その分、人々に依る正直な形での対自然観、対災害観、対社会観の表出が、文学作品等を中心として見られる様になって来るのである。

本稿では、以上の観点、課題意識より、日本に於ける対災害観や、災害対処の様相を、意図

して作られ、又、読者の存在が意識された「文学作品」を素材としながら、文化論として窺おうとしたものである。作品としての文学に如何なる災異観の反映が見られるのか、見られないのかに関して、追究を試みることにする。又、それらの記載内容と、作品ではない（古）記録類に記載されていた内容に見られる対災害観との対比、対照研究をも視野に入れる。

キーワード：古今著聞集、橘成季、説話集、恠異、承平・天慶の乱

目次：

要旨

キーワード

はじめに

「古今著聞集」に於ける恠異

おわりに ～内容分析～

註

参考文献表

注記

はじめに：

「古今著聞集」30篇20巻は、鎌倉時代中葉に成立した説話集であり、官（跋文・奥書では朝請大夫、つまり従五位上であると記す）を辞した橘成季（たちばなのなりすえ）の編著に依り、建長6年（1254）10月に上梓（じょうし）された。その序に於いて、橘成季はこれを「宇縣亞相（宇治大納言隆国）巧語（宇治大納言物語）」の遺類（亜流）であり、「江家都督（大江匡房）清談（江談抄）」の餘波（亜流）として位置付けており、「古今著聞集」はそれらの先行した説話集の流れを継承したものであるという認識を示している。成季は又、「聊又兼實録。不敢窺漢家經史（中国に於ける儒教の經書や史書）之中。有世風人俗之製矣。只今知日域（日本国）古今之際（際限）、有街談巷説之諺（コトワザ）焉」と記しており、「古今著聞集」が作り物としての物語文学等ではなく、収集した史料（貴族に関する説話や、日記等の諸家記録等）に基づいた形での説話集成であるとしているのである。⁽¹⁾

この際に留意をしなければならないのは、苦勞して渉猟した資料だからと言って、典拠を明示し、それを元にある説話を編纂しただけでは、その文が事実の反映であるとは限らないことである。即ち、資料に対する精査、資料批判の作業が重要なポイントを占めるものの、橘成季がその作業に対して自ら意を用いた形跡が確認できないのである。取

り分け、本シリーズに於いて検証対象とする「恠異」と「變化」の2篇に関してはその性質上、抑々、収集した資料（文語資料、口承での伝承）に在った内容自体が、鎌倉時代当時に於いても流石に珍奇であると見做されていたり、信用するに足らず、失笑を買い易い物であった以上、更なる検証や精査、内容の合理性、整合性に対する調査が必要とされていた筈である。そこは成季の能力を生かした形で、絵巻物を紡ぐが如き作文手法で以って、より「實説」（実話）へと近付ける努力をして乗り切っていたのであろうか。この疑問に対する追究が必要であらう。

「古今著聞集」では、中国文献を使用した形での先例の考勘、影響を敢えて排除し〔「序」では「不敢ヘテ窺ハ漢家經史（中国由来の經書や歴史書）ケイシ之中ヲ」〕、日本文化の際限探究を強く意識した編集意図をも感じ取ることができるのである。その理由は中国の古典自体に起因したものではなく、その根底には、現状（武家社会の確立）に対する懸念〔474話の文末では、今の世を「くち（口）惜（をし）き（悔しい、不満だ、取るに足らない）世なり（也）」と評価をする〕が横たわっていたと共に、古代王権や貴族社会に対する止み難い思慕の念、果てしの無い憧憬が存在していたものと見られるのである。この懐古思想は、「古今著聞集」30篇20巻を一貫して貫く編纂思想であったのである。

彼が「古今著聞集」完成後の建長6年10月16日に、「を（お）は（了、畢）りの宴」、「竟宴（きょうえん）」を「詩歌管弦の興」として、来客を招き大掛かりに行なっていたのは、自著本の内容に対する相当な自負があったからであらう。宴では、「古今著聞集」30篇夫々のはしがきや、物語の一段を参会者の前で読み上げていたのである。竟宴とは、宮中に於ける進講、日本書紀等の漢籍の講義や、勅撰和歌集撰述作業の終了後に行なわれた酒宴であり、禄の支給もあった。成季は

「古今著聞集」が説話集であると認識しながらも、それが正史としての編年体史書に準じた優れた書籍であるという隠れた自信を持っていたに違いない(「序」では「聊イササカニ又兼ヌ實録ヲ」と記す)。彼が「抑此集(古今著聞集)においては、他見をゆる(許)すべからず。(中略)但人によりて許否あるべし」として、基本的にこの書を自らの子孫に対しても、厳しく門外不出とした理由は、自らが記す様な「三十卷狂簡(きょうかん。志は大きいものの内容が粗雑である)の綺語(きご、きぎょ。虚飾に満ちた言葉)」等ではなく、それは単なる大義名分に過ぎず、本心は教養も無い様な人に崇高の書を気安く読まれたくはない、とした自尊心からであろう。これは、読者もそれ相応の人物に限定したいという彼の遺言なのである。

「古今著聞集」の編著に際して、彼は説話の内容に依り、神祇、釈教、政道忠臣、公事、文学、和歌、管絃歌舞、能書、術道、孝行恩愛、好色、武勇、弓箭、馬芸、相撲強力、画図、蹴鞠、博奕、偷盗、祝言、哀傷、遊覧、宿執、鬪諍、興言利口、恠異、変化、飲食、草木、魚虫禽獸の30篇に分類し、更に、夫々の項目内事項を時系列的に配列しており、その点からは、源順(みなもとのしたごう)の撰に依る意義分類体の百科事典・漢和辞書である「倭(和)名類聚鈔(抄)」(930年代成立)⁽²⁾や、江戸時代に成立をした有職故実の学に於ける項目区分とその配列を想起させる内容となっている。

「古今著聞集」の中では、その巻第十七に於いて、「恠異」と「変化」の2篇を掲載し、関連する説話を載せているのである。その意味に於いては、鎌倉時代中葉という時期に在っても尚、橘成季は未だ前代、平安王朝時代に於ける対災異観、災異に関わる理論を無暗に引きずっていたと見做すことも出来得る。果たしてそうなのであるか。ここでは、鎌倉期王朝に於ける中堅的官人であった、橘成季の目を通して見た対災異観をも合わせて検証する。

ところで、その橘成季に関しては、その系譜、出自や生没年、経歴等、詳細なことが必ずしも分かってはいない。彼は鎌倉時代の初期に橘有季を父として生まれ、父有季は九条道家や西園寺公経等に仕えていたらしい。後には、奈良時代前半期の官人、歌人であった橘諸兄の15代末裔である

光季の養子となり、右衛門尉、更に、伊賀守へ補任をされている。そして、和歌を藤原家隆・隆祐父子に就いて習い、管絃は藤原孝道・孝時父子より教授を受けている。取り分け、琵琶は藤原孝時(法深房、馬助)より学んでおり、それを藤原(花山院)長雅に伝授している。「古今著聞集」が成立する契機となったのは、その「序」に於いて自ら「圖畫ハ者愚性之所ナリ好ム也」と記した如く、成季が自らの絵画の才能を生かした絵巻物制作を思い立った際に、和歌や管絃に関わる逸話を調査・収集し、伝記類や諸家記録を渉獵して行く内に「據ヨツテ勘フルニ此ノ兩端(音楽と絵画)ヲ、捜サグリ索ム其ノ庶事(色々な事柄)ヲ」、西園寺家周辺の人々等より好材料を得ることができたことであった。上記した成季に依る謙虚な態度とは裏腹に、「古今著聞集」30篇20巻に収載された726話の内には、成立当時に於ける公家社会、知識層の興味・関心対象が何処にあったのかが示唆されていると言えるであろう。内容は尚古思想を基底とした王朝貴族社会・文化を思慕したものであるとも評されるが、客観的にこれを評価するに、具体的事例を提示した体系的百科事典であると位置付けることも可能である。

古今著聞集は、今昔物語集、宇治拾遺物語と共に日本三大説話集の名数で括(くく)られてはいるが、その成立には「日記の家」も大きく貢献していたものと考えられる。「古今著聞集」721話の後に記された跋文では、「いにしへ(古)より、よ(良)きこともあ(悪)しきことも、しる(記)しを(お)置(置)き侍らずは、たれ(誰)かふる(古)きをした(慕)ふな(情)をのこ(残)し侍(はべる)べき。これによりて、或は家々の記録をうかが(伺)い(ひ)、或いは處々の勝絶(しょうせつ。景色、味わい等が極めて優れている様子。又、その場所やものをも意味する)をたづ(訊、尋、訪)ね」としており、価値のある無しに関わり無く、色々な事象を記録し、残しておかなければならないとする対資料姿勢、対記録姿勢とは、今日に於ける(公)文書管理、アーキビストarchivistの職域にも通じるものである。

その意味に於いて、橘成季の認識には、平安時代末期～鎌倉時代初期の歌人であった藤原定家に依る対古典思想、文書・古記録管理に関わる思考(危機感)に触発された面があったことは否定を

することができないのである。ただ、それは、こうした朝廷に関わる官人であったならば、多かれ少なかれ、当時においては、誰でもが持っていた共通認識であったものと考えられる。その背景には、無論、公武関係の大きな変化、日本文化を牽引して来た朝廷・公家勢力の凋落傾向があったのである。それ故の古代王権やそれに付随しながら進展して来た公家社会、文化に対する止みがたい思慕の情念であったのであろう。

尚、本稿で使用する「古今著聞集」は、株式会社 岩波書店より刊行されている「日本古典文学大系84」（1966年3月）—『古今著聞集』（以下、「岩波本」と称する）であり、その底本は宮内庁書陵部蔵本となっている。

「古今著聞集」に於ける恠異：

「古今著聞集」恠異第廿六の冒頭にある「恠異の恐れ慎しむべき事」では、「恠異（けい）のおそ（畏）れ、古今つつしみ（慎。物忌みすること）とす。しかあれども、彼白氏文集凶宅詩（唐の白居易の詩文集）にいへるがごとく、人凶也、非宅凶。⁽³⁾ もろもろ（諸々）の恠異もさこそ侍らめ。なずらへて（比較して）し（知）るべき事にや」とする。恠異に対しては、それを畏れて不浄を避け行動を慎み、外出を控えることは当然ではあるものの、抑々、人に恠異が引き起こされるのは、その人に問題があるからだ、とする見解を示すのである。つまり、自然現象をも含んだ種々の災異も、人の行ないが契機となって発生しているかもしれないとしているのである。それでは、個々の事例に関して、検証を試みて行くことにする。

（1）「延長八年七月流星怪雲等の事」：

これは、延長8年（930）7月15日の酉時（18：00前後）に、「おほ（大）きなる流星東北をさ（差）してゆ（行）きけるが、其跡化して雲となりけり」とする、平安京より見て東北方向への流星の飛行が現認されたという事象である。無論、東北方向は「鬼門」に当たることより、災異との関連性が疑われたのである。但し、旧暦7月15日の18：00前後は未だ相当に空は明るく、流星の様な微細な発光現象は余程注意しない限り、中々見ることができないこと、流星の軌道には雲が出現したとしていることより、これは流星ではなく、現象としては火球である。

そして、その軌道の跡が「化」して雲になった、という表現法からは、「変化（へんげ）」観の存在を窺うこともできるのである。ここで言う廻の変化とは、『日本国語大辞典』（第二版）⁽⁴⁾の「変化【へんげ】」の項に於いて解説される、「（「げ」は「化」の呉音）①神仏、天人などが仮に人間の姿になって現われること。また、そのもの。神仏の化身（けしん）。権化（ごんげ）。②動物などが姿を変えて現われること。また、その物。化け物。妖怪。変化物。③神変不可思議な現象、である。この事例に於ける流星とは、単なる流星ではなく、神仏の影向（ようごう。来臨）であるとした見立てであろう。⁽⁵⁾

天台僧皇円に依る編年体歴史書である「扶桑略記 第廿四 裡書（うらがき）」（1094年以降の成立）延長8年15日条にも、「酉刻。流星差良（うしとら。北東）方渡。俗云人魂（ひとだま）也」⁽⁶⁾とあることから、この現象は複数の人に依って目撃されていた。「人魂」という見方は、浮かべられることの無い霊体であるとした見立てである。人魂は青、黄、赤色の発光体を指し、尾を引いて飛行するとした観念が一般的である。記録者はこの現象を流星であるとしていること、それが鬼門である東北方向への飛行であったことから、正しく凶兆として見做していたのである。

その凶兆とは、一体何であろうか。1つは、この年の9月29日に於ける醍醐天皇の崩御であろう。醍醐天皇は、摂政や関白を設置しない天皇親裁の政治手法を採用し、荘園整理令の布告や、「日本三代実録」、「延喜格」、「延喜式」の編纂事業、及び、「古今和歌集」勅撰等を行ない、後にはその治世が「延喜の治」と称されたものの、菅原道真の大宰府左遷後は藤原時平の進出を許してしまった。2つ目は、次の承平年間に始まる内乱発生である（承平・天慶の乱）。それは東国に於ける平将門に依る反乱と新皇呼称の使用、それに続く、西国での藤原純友に依る反乱発生である（935～941年）。平安時代中葉、ほぼ同じ時期に発生した日本の東西に於ける騒乱は、朝廷に依る地方統治の限界点を露呈させ、中央政府を震撼とさせたものの、意外な程、容易に鎮圧された感は否めない。火球が東北方向へと尾を引きながら落下していった現象自体は、当時、多くの人々に依って目撃されていた筈であり、地域に依っては

轟音、爆発音を伴っていた可能性もある。その現象も又、これから発生する事象に対する警告音としての音声認識で以って受け入れられていたに違いないのである。

この火球出現は、同じ天空に於ける現象であるという共通項で以って、その5日後に発生していた別の自然現象との関連性が疑われたのであろう。それは、「同廿日くろ（黒）き雲西南よりき（来）たりて、龍尾壇〔龍尾道（たつのおのみち）。大極殿の前庭に在った階段のこと〕をおほ（覆）ふ。すなはち風吹て、大蛇の五六丈（1丈＝10尺）ばかりなる落かかりて、高欄（宮殿や社寺建築に於ける欄干）破れにけれど、蛇は見えざりけり」とした自然現象であり、それは又、「扶桑略記 第廿四 裡書（うらがき）」同20日条でも「雷鳴風雨殊烈。龍尾道高欄倒」と記されていることから、やはり複数の目撃例があった。西南とする方角認識は、これから都の西南に当たる西国で発生する藤原純友〔「くろき雲」や「大蛇」、「龍」に見立てる〕に依る反乱を示唆したものであろう。「高欄破れにけれ」とか、「龍尾道高欄倒」とした表現法とは、地方官であった純友に依る、朝廷への叛逆を予感させる出来事として捉えられていたものと考えられる。ここでは、龍が大蛇であると見做されているが、それらは水中世界の支配者でもあった。「雷鳴風雨殊烈」という表現法が、そうした認識の存在を窺わせるのである。

「竹取物語」⁽⁷⁾では、海上に於ける風浪に対しても、船の楫取（かぢとり。船長）が「風吹き、浪はげ（激）しけれども、雷（かみ）さへ頂（頭上）に落ちかかるやうなるは、竜を殺さんと求め給へば、あるなり。はやて（疾風）も、竜の吹かする也。はや、神に祈りたま（給）へ」と発言する部分があり、航海技術専門家としての船頭〔「海人（あま）」〕が、龍と雷とが連携関係にあるという認識を示す場面がある。雷や風浪といった自然現象も龍の支配下に在る、ということなのである。

特に、「雷さへ頂に落ちかかる」とは、船体や人員への直撃雷であることを示すものであるが、船体で一番の高所は帆柱であり、そこに落雷した場合、帆柱や網代帆が破壊され、船舶火災に繋がる可能性さえある。その場合、船は風を受けては前に進むことができなくなり、漕ぎ手としての水手（すいしゅ、かこ。下級乗組員）を乗せている

とは言え、船の進路が定まらず、遭難することもあったことが想定される。又、直撃雷を受けた帆柱の近くに人がいた場合には、そこから人体への再放電に伴う側撃雷を受けることも考えられる。感電死する可能性である。特に、海上に於ける時化（しけ）の際には、甲板や帆柱、人等も塩水で濡れていることから、電流を通し易く、直撃雷や側撃雷を受け易い条件が整っていたことになろう。楫取の最も恐れていた航海中の出来事とは、時化の時に於ける船体への直撃雷であったのである。それを司っているのが龍体であるという認識であった。

大納言大伴御行は、かぐや姫より「竜（たつ）の頸（くび）に五色に光る玉あり、それを取りて給へ」という課題が出題されていたが、命辛々（からがら）自宅に戻った彼は、「竜は、鳴る神の類にこそありけれ」と発言し、龍と雷とが同類の存在であったことを、自らの経験則として語るシーンがある。大蛇の如き龍体の様相（外観）とは、発雷、落雷に伴う閃光（せんこう）、雷放電そのものの姿であり、特に、地上、海上に於ける落雷は、天上界よりの龍の降下そのものの様子に見立てられていたとしても不思議ではないのである。龍体とは、天と地とを繋（つな）ぐ天上界よりの使者として見做されていたものと推測される。

龍体が想起させる水中世界とは、海の存在をも示唆する。藤原純友は国司（伊予掾）でありながら、その一方では日振島（ひぶりしま。愛媛県宇和島市日振島）を根拠として海賊活動を行っていた。西国に於ける海賊には、北部九州を拠点とした、漁業者としての基本的性格を持つ古代以来の海人（あま）集団の末裔も多く含まれていた可能性があり、彼らは古代王権により編成され、組織化された日本古代の初期海軍的性格をも色濃く帯びていたのである。「くろ（黒）き雲西南よりき（来）たりて、龍尾壇をおほ（覆）ふ」とした表現法よりは、そうした船舶や海上交通に精通した彼らの在り方が鮮明に浮かび上がって来るのである。都より見た西南とする方角性も、そうした古代以来の海人集団・海賊集団の頭目としての純友の存在とも重なり合うものであった。

(2) 「出雲國の黒島俄に消失し大石無數に出現の事」:

これは、「出雲國秋鹿郡〔「岩波本」〕（453頁

頭注十三)に依れば、宍道湖の北で島根半島の中央部とする。現在、島根県松江市には秋鹿町が在る]の北の海に、くろ(黒)島といふ小島あり。海草など(等)おほ(多)くお(生)い(ひ)けり。天慶三年(940)十二月月上旬に、俄き(消)えう(失)せて見えなくなりて、その跡に大(おほき)なる石ぞ、其數し(知)らずそばだ(峙。そびえる)ちてありける」とする記事である。

この記事直訳するならば、黒島という名称の小島が忽然としてその姿を消した、というものである。『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」⁽⁸⁾には、当地で沈島現象を引き起こす様な、当該期に該当する規模の大きな被害地震発生の記載は無い。

「出雲國風土記」一「秋鹿郡」の項では、黒島に関わる記載は無いものの、その東隣に当たる「嶋根郡」の項に於いては、①「黒嶋 海藻(にぎめ)生(お)ふ」(「岩波本 風土記」143頁頭注七では、雲津の東北方向に在る黒島か、とする。岩体の色彩に依る島名であるとする。松江市美保関町雲津)、②「黒嶋 磯なり。前に同じ(海藻生ふ)」(同145頁頭注三では、赤島・八島の西方、若松鼻の北西方向に在り、大黒島と小黒島の2島が在るとする。大黒島は松江市美保関町七類、小黒島は同七類惣津)、③「黒嶋 紫菜(むらさきのり)・海藻生ふ」(同147頁頭注八では、笠浦の東北方向、津和鼻の東に在るとする。松江市美保関町笠浦)、④「黒嶋 海藻生ふ」・「小黒(をぐろ)嶋 海藻生ふ」(同148頁頭注五・六では、野波の西方に黒島という2つの小島が並んで在るとする。不明)、⑤「黒嶋 前に同じ(紫菜・海藻生ふ)」(同151頁頭注六では、平島の西南方向に在るとする。不明)の様に、複数個所の「黒嶋」を掲載している。⁽⁹⁾

この他にも、松江市島根町大芦に黒島、松江市美保関町菅浦に大黒島が在るものの、松江市島根町大芦に浮かぶ黒島を除き、他は全て島というよりも、寧ろ岩礁である。この周辺海域には、黒島を始めとして、青島、青木島、赤島、白カスカ島、黒カスカ島等の様に、色彩に因んだ島名が複数存在している。それらの多くも岩礁が主体であり、その色彩からの命名であったことは想像に難くない。

「古今著聞集」で言う処の「くろ(黒)島といふ小島」が、本当に島と言える程の規模を持った

ものであったのか、否かにも依るであろうが、旧暦の12月上旬という季節に着目するならば、強烈な季節風、海上の大時化、又、それに伴う船舶の衝突等に依って岩礁が破壊され、ばらばらになっていた可能性が考慮される。

所謂(いわゆる)、沈島伝承は日本の沿岸部諸所に於いて見受けられるが、この近辺で知られるのは、松江市美保関町雲津の黒島より約19.2キロメートル程、東方の日本海海上に在る冠島(大島)、杳島(小島)に関わる沈島伝説である。これらの島は、丹後半島の東方海上に浮かぶ島々(京都府舞鶴市宇野原)であるが、丹波国を襲った大宝元年(701)3月26日発生の地震、及び、波高10丈〔大宝令制(702年)に依る1丈=10尺〕の津波に依り、若狭湾内の「凡海郷(おおしまのさと)」が海底に没したという。筆者は既に、この場所に於ける沈島現象が実在のものであったのか、否かとは別の次元に於いて、浦島説話に描かれた海底世界とは、かつて、海底に没したとされる凡海郷をモチーフとしたものであり、神仙境としての龍宮城(の人々)とは、そこが昔の時代に陸地(博く大きな嶋)であった時代の住人、つまり、物語として描写された時点では、既に死霊となって、人間(ひとのよ)には実在はしていなかった人々であったものと推定を行なったのである。⁽¹⁰⁾

こうした沈島伝承には、伝承の範囲内を出ないものもあるが、大分県の別府湾沿岸域に在ったとされる「瓜生島」に関わる沈島伝承の様に、その沈島現象が事実であったことが確実視されているものもある。これは、文禄5年・慶長元年(1596)閏7月9日に、東経131.6度、北緯33.3度を震央としたマグニチュード7.0の被害地震発生に依るものであった。主な被災地は豊後国であり、この時の地震では高崎山が崩壊し、海水が引いた後に大津波が押し寄せ、別府湾沿岸で家屋流出等の被害を発生させた上、「瓜生島」の約80%が陥没して、死者708人を出したとされる。当該地震に伴う津波の波高は約14~15メートルに達したという。⁽¹¹⁾

出雲国秋鹿郡に於ける黒島崩壊の現象が出来していた「天慶三年十二月月上旬」という時期は、承平・天慶の乱のさ中であり、東国に於ける平将門の反乱は鎮圧されていたものの(同年2月14日)、

西国での藤原純友に依る海賊行為や反乱は激化し、讃岐国の国衙を襲撃する等していたのである。橘成季の対災異認識に従うならば、黒島の消失という現象も、こうした人事のなせる業、何らかの警鐘（凶兆としての見做し）であったということになるのだろうか。それは、反逆者であった平将門や藤原純友の敗退であると共に、王朝社会の没落の始まりでもあったということであろうか。

（3）「出雲国島根楯縫兩郡の境に氷塔出現の事」:

この現象は、天慶4年（941）正月下旬に、出雲国の海辺で「憂（ほこ。ほこで打つ、打ち鳴らす）をう（打）つこ糸（声）」が聞こえ、夜が明けてみると、島根郡と楯縫郡との境界付近で、1町（約109メートル）余に渡り、「氷をかさ（重）ねて、塔をつく（作）りてなら（並）べた（立）てたりけり」という状態になっていたというものであった。夫々の氷柱の高さは3丈（1丈は約3.03～3.79メートル）余であり、周囲は7～8尺（1尺は約30.3～37.9センチメートル）にも及んでいたという。後には消失したものの、人々は「なに（何）のしわざ（仕業）といふことをし（知）らず。おそろ（恐）しかりける事なり」と認識をしたのである。

これは、海食崖（かいしょくがい）に在る滝に出現した氷柱であろうか。又は、海岸に聳（そび）え立つ柱状節理に海水がかかり、その四角柱や六角柱の岩体が凍結して、巨大な氷柱に見えていた（見立てた）可能性もある。「氷をかさ（重）ねて、塔をつく（作）りてなら（並）べた（立）てたりけり」とする表現法、そして、周囲が2メートル以上もあるとしている点からは、後者であった可能性の方がより高いのかもしれない。島根県の日本海沿岸部では、出雲市大社町の日御碕（ひのみさき）灯台付近（島根半島の西端部）に於いて流紋岩に依る柱状節理が見られる。但し、日御碕は出雲国出雲郡に当たる。

雄大で綺麗に見えた筈の氷柱現象に対して、何故、人々は「おそろ（恐）しかりける事なり」という認識を示したのであるだろうか。海辺で「憂をう（打）つこ糸（声）」が聞こえたとする対音声認識とは、兵革出来を示唆した音声として受け止められていた可能性が考慮される。矛・鉾の武器で以って地面等を打つ音声とは、正にこれから戦闘行動が開始されるという合図であり戦意を鼓舞するも

のであった。

承平・天慶の乱に於いて、この年には賊軍に依って大宰府が焼き払われる等したので、朝廷は征西大將軍として参議藤原忠文を發遣した。同年5月22日には、小野好古等が博多湾に於いて激戦の末、藤原純友方を撃破し、小舟に乗って伊予国へ逃亡した純友は同6月20日、橘遠保に依って誅され、反乱は漸く鎮圧されるのであった。日本の東西より、ほぼ同時に火の手が上がったこの前代未聞の反乱に対して、朝廷はこれを軍力で鎮定することができたものの、抑々、岐路に立たされていた律令制的な国家体制は大きく動揺したと見ることができる。その意味に於いて、この「氷塔出現」現象とは、この年に於ける同じ西国での出来事を示唆し、音声をも使用しながら、人々に警鐘を鳴らしていた事象であったと評価することができるものと考えられる。

（4）「後朱雀院四季御屏風の上に怪人を御覧じて崩御の事」:

これは、後朱雀天皇〔寛徳2年（1045）1月18日崩御〕治世の末、恐らくは、天皇が薨去する寛徳2年正月の出来事であったものと考えられる。それは同正月11日より3日間の日程で行なわれた、地方官任命の儀である春の除目（県召除目）より始まっていた。その際に「大（おほき）なる人、あか（赤）きくみ（組紐）をくび（頸）にか（掛）けて、四季の御屏風（清涼殿内第五の間にある屏風で、1年の風景が描かれ、和歌が添えられている）のうへ（上）より見えける」という現象が目撃されていたのである。その様子を後朱雀天皇が見た直後、不豫の状態となり、1週間程度で崩御に至っていたものと見られる。つまり、この現象とは天皇の崩御を示唆する凶兆である。赤い組紐を頸から掛けた大なる人とは、鬼としての見立てであろうか。赤色の色彩感覚も、東アジア世界では、血をイメージさせることから、概して凶兆として見做されることが多かったのである。

筆者である橘成季の認識では、それは「おそ（畏、恐）ろしかりける事」であった。この出来事に対して、世の人は「八幡（石清水八幡宮。京都府八幡市八幡高坊30）の御體〔祭神として祀られる応神天皇、神功皇后、比咩大神〔ひめおおかみ。田心姫神（たごりひめのかみ）、湍津姫神（たぎつひめのかみ）、市杵島姫神（いちきしまひめのかみ）〕

かみ)の宗像三女神]]」であると噂していたとするが、成季はこれを「おぼつかなき事」(疑わしいことだ)としているのである。人々が何故、「大なる人」を「八幡の御體」であると噂したのかははっきりとしない。

石清水八幡宮の在る男山は、都よりすれば裏鬼門(南西の方角)に当たることから、鬼門(北東の方角)に位置した比叡山延暦寺共々、平安京を守護する国家鎮護の神社として、朝廷よりの崇敬も厚かったのである。承平・天慶の乱の出来に際しては、藤原純友、平将門平定の祈願が行なわれ、乱の鎮定を契機として石清水臨時祭(南祭。3月中午・下午の日)が執り行われる様になった。毎年8月15日に執行される石清水放生会は、延久2年(1070)以来行幸に准じられ、上卿以下の人々が供奉することになったのである。その創建は貞観元年(859)のこととされ、南都大安寺の僧であった行教に依り、豊前国の宇佐八幡宮より男山へ神霊が勧請されたことに求められる。

後朱雀天皇は一条天皇の第3皇子として生まれ、その母は藤原道長の娘上東門院彰子であった。藤原氏摂関家を外戚(母方の親族)として皇位に就いたものの、伯父に当たる関白藤原頼通が国政運営の実権を握っていた為、天皇の意向は受け入れられないこともままあったらしい。その治世下では、南都の興福寺や、比叡山延暦寺の、所謂、南都北嶺の僧徒等が度々騒動を引き起こしたり、京内では放火事件が多発する等、社会の安定が図れなかった。こうした国の最高為政者としての後朱雀天皇の在り方が、人々をして、朝廷、皇室との関係性も深い八幡神の怒りに触れたと認識させていたとしても不思議ではないのかもしれない。

倭国に於いては、鬼は良からぬことの発生を予告する、凶兆としての存在、生存している関係者への警鐘を発する存在としても見られていたらしい。「日本書紀 卷廿六 齊明天皇」の、齊明天皇7年(661)5月乙未朔癸卯条では、齊明天皇が、百済国救援の為に、朝倉橘廣庭宮(福岡県朝倉市)へ遷居したことが記されるが、そこでは、麻底良山にある朝倉社の神木を伐採して、その用材を使用し、殿舎を造営したが為に、神の怒りに触れ、それらは破壊されてしまったとする。又、「見宮中鬼火」とし、(それを見た)大舎(倉)人や、諸近侍の人々の中で、病死者が多く発生したとし

ているのである。更に、天皇自身も、同7月に入って朝倉宮で崩御した。これらの文脈よりは、場所が北部九州であったこともあり、疫病の流行であったとも推測される出来事ではある。

ただ、同8月甲子朔条には、「皇太子奉徙天皇喪。還(遷)至磐瀨宮。是夕。於朝倉山上有鬼。著大笠臨視喪儀。衆皆嗟恠」⁽¹²⁾という記述を行っており、鬼火の発生(生きている関係者への警告)、「有鬼著大笠臨視喪儀」(懲罰としての関係者の死)、とした展開になっていることより、後より考えるならば、鬼火発生の段階に於いて適切な対処をしていれば、その後に待っている凶事は回避可能であったとした、鬼が発する警告であるとも解釈されるのである。特に、「於朝倉山上有鬼。著大笠臨視喪儀」とした上方よりの鬼に依る俯瞰(ふかん)行為、という観点からは、当該後朱雀天皇に関わる逸話「大なる人、(中略)四季の御屏風のうへ(上)より見えける」に見える天皇の不豫、崩御に至る過程との共通項が見出されるのである。

(5)「崇徳院白河僧正増智を夢み給ひて後御不例の事」:

これには、崇徳天皇の在位中であった保延6年(1140)秋の頃、天皇が夢で見た内容が記される。そこでは、白河僧正増智との対面の様子が描かれる。増智は関白藤原師実の子であり、既にこの5年前、保延元年9月23日に58歳で死去していた。園城寺増誉に就き、後に法印、権大僧都、宇治法務僧正となった人物である。夢の中では、天皇が暫時増智を待たせた後、柿色の水干を着用した増智と対面するが、増智は天皇に無沙汰をしていた理由(恐らくは、他界して以降の事情)に関して奏上をするのである。そうした処、天皇の夢はそこで覚めてしまう。抑々、僧侶であり、関白の子息であった増智が下級官人、庶民の衣装であった水干狩衣を着用して、天皇の御前に出て来ること自体、異例なことではあるが、既に亡くなっていた人物が生きている人の様に振る舞うのも夢ならではの出来事である。

天皇は、この夢を見た後、「御心地例ならずおはしまして」、体調の異変を訴えるのであった。それは、この夢の内容に起因したものであったのであろうか。或いは、この夢が天皇の精神面・肉体面に齎した災異であったのであろうか。そこで、天皇は時に当たって朗詠(漢詩や漢文の二節一連

のものに区切りを付して歌ったもの。雅楽)や読経等をさせたり、又或る時には手や顔を水で洗い清めた上で、西の方角に向かい、「生身(しゃうじん。生まれながらの生きている体)の成佛」等と言ったとする。「生身の成佛」とは、生き身のままの成仏を目指したものであろうか。西の方角性とは、阿弥陀仏の浄土である西方極楽浄土を意識したものであろうか、それは東方の阿閼(あしゆく)仏の浄土としての東方妙喜国に對置し得る存在であった。又或る時には「故僧正増智なり」等とも名乗る様になっていたとする。これは、増智の亡霊が天皇に憑依していることを示唆した記事であるとも受け取ることができる。そうであるとするならば、増智の亡霊は天皇が見た夢の場を借り、自ら憑物(つきもの)となって天皇を精神的・肉体的に支配するに至ったのであろう。

周囲の人々から見るならば、こうした崇徳天皇の行為は「不思議(儀)なりける事」であったのであろうか、「のちのち(後々)には別の御事もなかりけるにや」とし、橘成季は何やら意味ありげな表現法をしているのである。崇徳天皇(上皇)は、保元元年(1156)、父鳥羽法皇(崇徳天皇の実父は鳥羽法皇の祖父白河法皇)の薨去を契機として、左大臣藤原頼長、源為義、平忠正等と共に挙兵するに至った(保元の乱)。しかし、後白河天皇側に敗北し、配所の讃岐国に於いて失意の内に崩じたとされる。

讃岐院と呼ばれたその流人生活は悲壯感に満ちたものであったといい、権大納言吉田経房の日記「吉記」寿永2年(1183)7月16日条には、「崇徳院自筆五部大乘經可有供養之由沙汰事、崇徳院於讃岐、御自筆以血令書五部大乘經給、件經奥、件經奥、令書可被滅亡天下之由令書給事、非理世(治世)後生(來世)料(科か)、可滅亡天下之趣、被注置、件經傳在元性法印許、依被申此旨、於成勝寺可被供養之由、以右大辨被仰左少辨光長、爲令得道(とくどう。得心すること)彼怨靈歟、但尤可被豫議(よぎ。事前の相談、猶予すること、躊躇すること)歟、未供養之以前猶果其願、況於開題(經文を書写してから供養する開題供養)之後哉、能々可有沙汰事也、可恐々々」⁽¹³⁾と記され、讃岐院が「五部大乘經(天台大師が選んだとされる華嚴經、大集經、般若經、法華經、涅槃經よりなる大乘經典)」を血書し、悲壯感を以って「天下滅亡すべき」こ

とを主張した由が記述されている。この場合の天下とは、広義には天命を託された天子が、天の下(あめのした)を支配するという中国的世界観に基づいた考え方であろうが、日本的には高天原(たかまがはら)から見た場合に於ける、地下世界としての黄泉の国(よみのくに)との中間に位置していた葦原中国(あしはらのなかつくに)である。それは天皇が支配する空間領域認識である。「可(被)滅亡天下」と自らの血で書写した五部大乘經の奥書に記し、かつて、天子を務めたその人に依る天下滅亡に対する推量、又、強い意志、義務の意をも含めたこの表現法からは、人々が言い知れぬ程の恐怖感を感じ取ったに違いない。それ故、この血書は供養の対象とされたのである。その死後、崇徳上皇は怨霊になったとも認識されており、世人に依り畏怖された。それ故、治承元年(1177)には崇徳院の諡号が贈られたのである。

「のちのちには別の御事」とは、保元の乱以降に於ける、こうした崇徳上皇の身の上を起こる数々の政治的な災厄、人為的災害を指し示していたのであろうか。既に故人となっていた白河僧正増智との夢の中での対面、そして、この時点に於いては、表面上は未だ平穩であって、将来的に自身に発生する災異との対比を意識した内容構成であったと言うことも出来得る。この保延6年は、源雅定の左大将着任を巡って鳥羽上皇との対立が激化した年であり、翌年には上皇の意向により異母弟であった体仁親王(近衛天皇)への讓位を余儀なくされるのであった。正に、これから身に降り懸かろうとする数々の災異を目前にした崇徳天皇に依る憑依の夢見であったのである。これは、天皇に対する白河僧正増智よりの、災異を回避する為の警告であったものと考えられる。

(6)「治承二年六月流星地に落つる事」:

これは、天文の災異に関する記事である。治承2年(1178)6月12日の未(ひつじ)時(14:00前後)、都より見て坤(ひつじさる。南西)の方角に見えていた星が地上に落下したとする。その本体は、水精(すいしょう。水の精、月のこと。又、水晶)の様であったという。つまり、色彩感覚では青白い色であったものと推測される。それは、表面温度がかなりの高温に達していたからであろう。線香花火の様に、その膨らんだ先端部分が青白く発光する火球は少なくはないのである。

「尾のなが(長)さ二丈あまり(余)也。中た(絶)えて又、七八尺ばかり(許)光ありけり」としたその様相からは、その物体が、目視距離で、約9メートルにも及ぶ長大な**残留発光物としての流星痕(「尾」)**を持った流星であったことが推測される。ただ、流星出現が日中であったことより、相当な等級を持った流星であったことになろう。一般的には、速度が速く、質量の高い流星は明るく見える。流星は彗星や小惑星起源の宇宙塵(うちゅうじん。流星物質)が地球の大気圏内に高速で突入した際に発生する発光現象(可視光線)であるが、特に明るいものは**火球(通常、光度等級が-4等級よりも明るい流星を指す)**であり、燃え尽きずに地上に迄、落下するものが**隕石、隕鉄**である。当該記事では「**星地に落たりけり**」としていることから、**散在流星**が地上に落下して来た**隕石、隕鉄**である。そのことが落下当該国の国司に依って、都に報じられていたことも考えられる。作者である橘成季の認識としても、この現象は**凶兆**であったものと考えられる。水晶の様に青白く光り輝く天体の落下現象は、不気味としか言いようが無かったものかもしれない。

この出来事は、正二位内大臣中山忠親の日記である「**山槐記**」同日条に於いても、「後日聞、今日未剋坤方星墜、其體如水精落地、其尾二許丈中絶、亦七八尺許有光云々、大膳大夫泰親朝臣後日進奏云々」⁽¹⁴⁾と記述されていたことよりも、現象としては事実であったものと考えられる。「古今著聞集」に於ける当該記事は、「**山槐記**」同日条記事と似通っていることから、それを基にしたものか、或いは、両者に共通した情報源があった可能性も指摘されるであろう。この天文現象に関しては、大膳権大夫であった阿部泰親より高倉天皇へ奏上されていることから、都より見て南西方向で発生する何らかの重大なる凶事を示唆するものとして受け止められていた可能性がある。

この丁度2年後に実施された、平清盛に依る**摂津国和田京・福原京(兵庫県神戸市兵庫区、中央区)造営と遷都(行幸)**は、正に平安京の南西方向に於ける出来事である(治承4年6月)。都城は未完成のままに終わり、結局、同年11月には平安京に還都せざるを得なかった事態とは、王朝に関わる人々にとっては、正に平家に振り回された**災厄**であり、**政治的災異**でもあったのであろう。

又、翌治承5年閏2月4日、清盛は熱病に依って64歳の生涯を終えることとなる。更に、青白色彩感覚は深い海の色をもイメージさせることから、それは**文治元年(1185)3月、平家方と源義経率いる源氏方との海戦**に依って、**長門国壇の浦**で入水し、**三種神器の天叢雲劍[あまのむらくものつるぎ。草薙劍(くさなぎのつるぎ)]**と共に海中に没する**安徳天皇**の事件を想起させるものでもあった。これらの出来事は全て、平安京に於いて星の落下が現認されていた**南西方向**に於けるものであった。

(7)「治承四年四月大辻風の事」:

これは、治承4年(1180)の旧暦4月29日未時(14:00前後)頃に、「**九條のかた(方)**」より発生した「**辻風ふ(吹)きたりけり**」とした現象である。これに依り、京中の家は「**まる(転)び**」、「**柱ばかり残れる**」、死者数も夥しいと言った有様になったとする。建物の葺(しとみ。上部より吊り下げた蝶番付きの格子戸)、遣戸(やりど。引き戸タイプの板戸)、それ以外の雑物等も吹き飛ばされ、それらは「**雲の中に入**」状態であったと記述する。つまり、これは**季節風**に依る通常の強風ではなく、**竜巻**の様に、**発達した積乱雲**に依る**強力な上昇気流**を伴っていた自然現象であったことになろう。抑々、京都市市街地では、地形上、冬期間に在っても、関東地方の様な強い北西方向よりの季節風は比較的吹き難いのである。⁽¹⁵⁾

そして、「或(ある)所には**雨ふ(降)り**、或所には**雷なり**、**九條坊門東洞院邊**には雪も降たりけり。其比(そのころ)**かかる風たびたび(度々)ふ(吹)き**けれども、このたびは第一にをびた(夥)しかりけり(程度が尋常ではなかった)。たび(度)ごと(毎)に、**乾(いぬぬ。北西の方角)の方より巽(たつみ。東南の方角)へぞ吹ける**」と記述し、**強風**と共に、**降雨、発雷、降雪現象**があったとしているのである。最近では度々こうした強風が吹くとしているが、それらの風は、毎回、**北西方向→東南方向**へと吹き抜けるとしている。これは、平安京がその南西方向を除き、周囲が山地に依って囲まれた、**不完全盆地**地形であること、都の北西方向には**愛宕山(標高約924メートル)**、**地藏山(同947メートル)**といった比較的標高の高い山があり、そこからの吹きおろしの風の発

生も想定されること、平安京の西側に在る亀岡盆地の存在等に依った現象であったのかもしれない。

竜巻発生の前兆現象としては、黒雲が接近して来る、発雷がある、急に冷たい風が吹き出す、大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す等があることから、「古今著聞集」に於ける記事は、竜巻発生に伴ない起きていた現象であったものと見られるのである。旧暦の4月29日ではあるものの、九条坊門東洞院付近では降雪もあったとしているが、上空に季節外れの寒気が一時的に流入して来た様な場合には、考え得る事象ではあろう。日本に於いて、竜巻は台風接近、寒冷前線、低気圧の通過等に依り、1年中全国で発生しているものの、取り分け、積乱雲が発達し易い9月に多く、次いで8月と10月に発生確認数が多いのである。⁽¹⁶⁾

竜巻以外にも、発達した積乱雲付近では、ダウンバースト（積乱雲より発生する下降気流が地表に激突して水平方向へ吹く突風）、ガストフロント（積乱雲の下に溜まった冷たく重い空気塊が、自重に依り温かく軽い空気の方へと流出する際に発生する突風）等の突風被害が発生することもある。ただ、これらの突風では記事で記されたような上昇気流は起き難いので、当該記事にある現象は竜巻であろう。

この「治承四年四月大辻風」現象に関して、筆者は鴨長明が執筆した随筆である「方丈記」に於ける記載を元として論究を行なっている。⁽¹⁷⁾ それに依るならば、「中御門（一条大路と二条大路の中間に東西方向で通じる中御門大路）・京極（平安京の最東端を南北に結ぶ東京極大路）のほど（当該両大路の交差点付近）より、大きな辻風起りて、六条（東西方向で通じる六条大路）わたり（辺り）まで吹ける事侍りき」⁽¹⁸⁾ とあることより、現在の京都市市街地内の鴨川西岸地域で、地下鉄烏丸線の東部地域の南北方向に延びる一帯（京都御所の東側地域と、その南部に下る地域）が主たる被災地であったものと考えられるとした。

被害実態は、「方丈記」に於いて「三四町〔約327～436メートル。1町（ちょう）は約109メートル〕を吹き巻くる（強風が吹き、物を上空へ巻き上げる）間に籠れる（存在していた）家ども、大きなも、小さきも、一つとして破れざるはなし（全て破壊された）」、「家の内の資財、数を尽くして空にあり（1つ残らず空中に巻き上

げられた）」、「塵（ちり）を煙（けぶり）の如く吹き立てたれば（吹いて高く上げるので）、すべて、目も見えず（全く見るができない）」、「おびたたく（勢力が激しく恐怖を感じる程である）鳴りどよむ（高く激しく音をたてる）」等と記述されていることから、この自然現象が竜巻であったことを裏付けているものと考えられる。尚、この辻風は鎌倉時代末期に成立したとされる編年体通史「百練抄 第八」治承4年4月29日条に於いても、「辻風起自近衛京極。至于錦小路。大小人屋多以顛倒。又雹降。又雷發一聲。即落七條東洞院人屋」⁽¹⁹⁾ としていることより、その発生は事実であった可能性が高いものと認められる。

現在、国際標準で竜巻の規模を表す指標として使用されている「藤田（F）スケール」（1971年にシカゴ大学の藤田哲也氏が考案）に当てはめた場合、当該竜巻の規模は、当時に於ける木造家屋の強度を勘案しても、「F1（約10秒間の平均で33～49m/s）～「F2（約7秒間の平均で50～69m/s）」レベルであったものと推測される。「日本版改良藤田（JEF）スケール」〔気象庁が平成27年（2015）12月に策定〕では、「JEF0（3秒の平均で25～38m/s）～「JEF1（同39～52m/s）」程度であろう。何れにしても、竜巻としては小規模～中規模なものであったものと推察されるのである。

この辻風発生に際して、鴨長明は「方丈記」中に於いて、「さるべき（然るべき）、もの（神仏、怨霊、災異といった不可思議な霊力を持つ存在や現象）の論し（啓示）」であるとした対災異認識を示した。その出来事（辻風）が意味する（予兆する）事象に対する更なる畏怖心が、こうした可視化不可能で漠然とした「モノ」に対する不安感、恐怖心として文に表出したものであると見られるのである。

平安時代は、総体的に北半球では平均気温が高かったとされており、平安海進期（ロットネスト海進期）に当たる。それ故、海面温度も比較的高く、水蒸気発生量も増加していたことが想定される。低気圧や台風も、強力な勢力に迄、発達し易い環境であったことが推測されるのである。垂直方向に成長する積乱雲（Cb）も又、巨大に発達していた可能性に就いても想定されるかもしれない。積乱雲は、上空の冷たい空気層と、地上付近

にある暖かく湿った空気層に依る対流、所謂、大気の不安定な状態で発生、発達し易くなる。積乱雲下部に於いては、強雨、落雷、降雹、突風、竜巻等の現象が突然の様に出現することがある。

「方丈記」には、「辻風は常に吹くもの」と記されており、こうした旋風が頻発していたとするのである。それは、こうした高温状態が齎した、災異の1つでもあった。又、「方丈記」では、この辻風に対して、「地獄の業（ごふ。報い）の風（地獄に吹き荒れる暴風。業風）」とか、「さるべき、ものの論し」と言った表現法を用いている。これは、元々社家出身であった鴨長明に依る対宗教観の表出であった可能性もあるが、当時一般にその様なものの見方が存在していたことも考慮される。その根源には、貴賤を問わず、現世に於いては救済されることが無いとした、末法思想に裏打ちされた形での浄土思想（浄土教）の拡散、及び、極楽浄土への往生を願う風潮の拡大、又、武士出身の平氏政権に対する嫌悪感、政治的な閉塞感（王朝の終焉観）、（自然的、人為的）災害の多発等、この時の社会、自然環境を巡る情勢が大きく反映されていたことが想定されるのである。

取り分け、後者の表現法に在っては、古来、様々な自然現象を捉えて、それが意味すること、即ち、それらが将来的に発生する何らかの事象の予兆（吉兆、凶兆）であるのか、否かの判断を行なうことは、東アジア世界に於いては、広く行なわれていたことである。安良岡康作氏に依れば、「論し」の語自体には、前兆と言う語義は無いとするが、その「論し」の内容を人間が理解しなかつたり、態と無視したりする場合には、その後、更に良からぬ現象（災異）が人に降り懸かるかもしれないとした認識は、共通して持っていたことが考えられる。それ故、長明は本項の文末で「疑ひ侍りし（思い惑った）」と締め括ったのである。

橘成季に依る対災異認識としても、この自然災害は「おそろしき事いふばかりなかりけり」としており、それは鴨長明に依る「さるべき、ものの論し」であるとした対災異認識（凶兆観）と重なるものであったと見られる。これは、目の当たりにした当該辻風自体に見られた自然の猛威や、被害の甚だしさに対する恐怖心もさることながら、そのことが啓示する処の漠然とした未来に対する不安感でもあったのであろう。その漠然とした未

来とは、この約1か月後より始まる福原京への、都人の大移動、それ以降に起きる平清盛の死と政治的な動乱、平家政権末期の混沌とした状況、そして、平家滅亡であり、それらの事象を示唆した大風現象が、この「治承四年四月大辻風」現象であるとした分析も、大辻風から30年以上の時間的経過を経て、鴨長明や橘成季に依り冷静になされていたことが推測されるのである。

（8）「藏人清長貫主の時冠の恠異の事」：

これは、恠異篇の最後となる逸話である。或る時、三木左大弁定長の子であった藏人頭（貫主）清長は殿上人等と共に船岡山（京都府京都市北区紫野北舟岡町）へ出掛けた。それは、蟲（むし。昆虫類）を採集に行く目的であった。そうした処、強風に依って遠くに迄、吹き飛ばされた清長の冠は、そこにあった「死人のかうべ（頭部）」の上に、人が態々被せた様にして落下したのである。同行した人々は、「あさみあへりけり（あきれ返った）」とする。その様なことはあつてはならないとはするものの、清長は「いぶせながら（汚らしく気味が悪い）」とは思いながらも、その冠を取り上げて、着用したのであった。「いぶせし」の語には、心が晴れない、気掛かりだ、不愉快だ、不安だ、恐ろしい、等といった語義がある。その後、4～5年経ってから、清長は死去したとする。橘成季に依る対災異認識としては、「かやうの事はあやしむべき事」であった。

即ち、少なく共、橘成季はこの逸話に記された船岡山に於ける出来事と、清長の死との間に因果関係を認めているのである、それは恐らく「死人のかうべ」からの「死の穢（けが）れ」の伝播に起因したものであり、これが清長に伝染したとする思考である。但し、本文にも記されている様に、清長の死は、船岡山事件の4～5年後のことであり、当時の人々が本当にそれに関して因果関係を認めていたのか、否かに就いては、かなり疑わしいと言わざるを得ないのかもしれない。その疑問を解決する為には、当時の人々が、「死の穢れ」の効力がどの位の時間持続すると考えていたのかに対する検証作業が必要となろう。それが1年以上にも渡って効力を持ち続けると考えられていたとするならば、橘成季に依る認識は的を得ていたことになろう。(20)

抑々、「穢れ」は祓うことが可能であると考え

られていたことに依り、清長が、そうした自身に憑いたであろう「死の穢れ」を長期間、放置していたとも考え難いのである。「穢れ」は陰陽師（陰陽寮の職員で、占いや祓、祈禱を行なった）や巫（かむなぎ、祭祀を行ない神慮を伺う）に依頼する迄も無く、水辺に行ったり、甕に張った水を使用し、人形（ひとがた）に移した穢れを「水に流す」ことだけでも祓うことができた。子供の遊びとしての「えんがちょ」は、指先や腕、脚等を用いて防御相を形成することに依り、不浄なるもの、穢れの伝染を防ぐという内容であるが、その起源は13世紀後半期に成立していた「平治物語絵巻」―「信西の巻」で描写されていたシーン〔平治の乱で殺害された藤原通憲（信西）の晒された首級を見ていた人々が、自分の顔や指先を隠したり、指先を結んでいる所作〕の存在より、鎌倉時代初期迄には遡ることができるものと推測をする。つまり、「死の穢れ」の伝染より身を守ることは、特別な道具が無くても、その場で容易に可能であったのである。

ポイントは、清長自身が「いぶせながら、その冠をと（取）りて着てけり」とした行為にあった可能性が指摘されるであろう。偶然的に死者の頭部へ被さった不浄なる冠を、通常であれば着用はしないのではないかという、現代人的な疑問である。それは、当時に於ける貴賤男子の生活習慣、人目のある場所で冠を着用しない（頭頂部・頭髮を人目に晒す）という恥辱と、「死の穢れ」との軽重認識の存在であろう。人前で冠を着用しない状態に対しては、死んだ方が未だましだ、という思考があったとしても不思議ではない。「人々あさみあへりけり」の対象とは、清長の飛ばされてしまった冠が死体の頭部に偶々被さったことに依る不浄観ではなく、清長の頭部が人々に晒されてしまったこと自体にあったものと推測するならば、「さてしもあるべき事ならね」もそのことを指し示していたことになるであろう。冠が人前で外れてしまうこと自体も、当時の男子にとっては大きな災厄であったものと見られるのである。

又、船岡山は平安京の北西部に在る標高約112メートル程の小山であり、その東側は現在、建勲（たけいさお）神社〔織田信長・織田信忠を祭神とする。明治2年（1869）に明治天皇の下命に依って創建〕の境内地となっている。こは

現京都市市街地に都が定められた際、陰陽思想、五行思想、風水思想に依り、天の北方を守護する神である処の五獣の1つ、玄武の地に見立てられた。五行思想に於いては、五方の北方を八卦の水と対応させた為、玄武は水神であると見做され、その姿は蛇と亀の折衷した形である。平安京への水備えとしての意味を持つこととなった船岡山の南方に大極殿、更には、朱雀大路といった枢要な施設が設定されたのである。今でも建勲神社境内の船岡妙見社に玄武大神が祀られているのには、そうした経緯が存在していたからであった。

室町中期に発生した応仁・文明の乱〔応仁元年（1467）～文明9年（1477）〕の際、この船岡山には西軍の陣地が置かれたことから、これ以降、船岡山周辺地域には西陣の呼称が充てられた。永正8年（1511）に発生した足利将軍家、細川家の内紛の際にも、船岡山には陣地が置かれた。軍事的に見た場合、船岡山は都を見通す上でも、枢要な場所として認識されていたことが窺われるのである。

ここ船岡山は都の景勝地、遊宴の場所であった一方、都の葬送地としての役割をも果たしていた。吉田（卜部）兼好に依る随筆、「徒然草」第137段に於いては、「都の中（うち）に多（おほ）き人、死なざる日はあるべからず。一日に一人、二人のみならむや。鳥部野（とりべの）、舟岡（ふなをか）、さ（然）らぬ（それ以外の）野山にも、送る（葬送する）数多かる日はあれども、送らぬ日はなし。されば、棺（ひつき）をひさく者（棺桶売り）、作りてう（打）ち置くほどなし」⁽²¹⁾と記述を行ない、そこが鳥部（辺、戸）野（京都市東山区。清水寺の南側一帯）と共に、平安京の葬送地であったとしている。その様な場所へ、何故、清長等は蟲採りに行ったのかは判然としない。当該記事には日時が記されていないものの、当時には鳴く虫の声を賞翫する遊びもあったことより、コオロギやスズムシを採集に行った可能性もあろう。

本項は、蔵人頭清長の死が、彼自身に依る行為に起因した「人凶」であると見做され、あつてはならないことを行なったからこそ、そうした結果を招いたのだ、という論法、人々に対する一種の戒めであったのかもしれない。

おわりに ～内容分析～：

以上、本稿では、橘成季に依って筆録された説話集である「古今著聞集」「恠異」編を主たる素材としながら、日本に於ける自然的災害や人為的災害といった諸々の災異に関わる情報が、どの様に認識され、扱われ、記録され、説話化して行ったのかに関して、それらを「災害対処の文化論」として検証を行なって来た。但し、本項に於ける素材が民間伝承を集成した説話集である以上、そこに記された記事の内容が全て事実であったとすることはできない。それが散文形式で筆録されていた口承文芸である以上、そこには筆者自身に依る体験談の割合が少なく（無いと言っても良い）、その殆（ほとんど）どが、取材、採集作業に依って得られた「伝聞」記事情報に立脚したものであったという特性が、第1の壁として存在する。第2の壁としては、そうして集められた口承の物語自体が、抑々、何らかの意図を以って、最初から創作されたものであったり、事実誤認、偏見や差別の認識、曲筆等の要素が含まれたりする可能性である。説話が、事実を記録することが主目的であった日記や古記録ではない以上、そうした特性を踏まえながら検証作業に当たる必要性があった。

ただ、そうした説話の持つ性格が故に、当時の人々に依る正直な感性や認識を窺うことの出来得る可能性もあった。そこには勿論、人々を悩ました災異に対する認識、畏怖感覚も含まれていたのである。ここでは、以上の検証結果を踏まえながら、「恠異」編に関して得られたポイントを纏めて置く。

「恠異」編：

「古今著聞集」恠異第廿六の冒頭にある「恠異の恐れ慎しむべき事」では、「恠異（けい）のおそ（畏）れ、古今つつしみ（慎）物忌みすること」とす。しかあれども、彼白氏文集凶宅詩（唐の白居易の詩文集）にいへるがごとく、人凶也、非宅凶。もろもろ（諸々）の恠異もさこそ侍らめ。なずらへて（比較して）し（知）るべき事にや」と記述する。恠異に対しては、それを畏れて不浄を避け、行動を慎み、外出を控えることは当然ではあるものの、抑々、人に恠異が引き起こされるのは、その人に問題があるからだ、とする見解を示すのである。つまり、自然現象をも含んだ種々の災異も、人の行ないが契機となって発生している

かもしれないとしているのである。果たしてそうなのであるか。

①「出雲國の黒島俄に消失し大石無數に出現の事」の逸話に現われた、出雲国秋鹿郡に於ける黒島崩壊の現象が出来していた「天慶三年（940）十二月上旬」という時期は、承平・天慶の乱のさ中であり、東国に於ける平将門の反乱は鎮圧されていたものの（同年2月14日）、西国での藤原純友に依る海賊行為や反乱は激化し、讃岐国の国衙を襲撃する等していた。橘成季の対災異認識に従うならば、黒島の消失という現象も、こうした人事のなせる業、何らかの警鐘（凶兆としての見做し）であると考えられていた可能性が示唆された。それは、反逆者であった平将門や藤原純友の敗退であると共に、王朝社会の没落の始まりをも示していたものと推測したのである。

②「出雲國島根楯縫兩郡の境に氷塔出現の事」の逸話に於いて見られた、雄大で綺麗に見えた筈の氷柱現象に対して、何故、人々は「おそろ（恐）しかりける事なり」という認識を示したのであるか。それは、海辺で「憂をう（打）つこゑ（声）」が聞こえたとする対音声認識が、兵革出来を示唆した音声として受け止められていた可能性が考慮されるからであるとしたのであった。矛・鉾の武器で以って地面等を打つ音声とは、正にこれから戦闘行動が開始されるという合図であり戦意を鼓舞するものである。これは、東アジア世界に於いては良く見られる、音声に依る或る種の警告手法であったものと推測したのである。

承平・天慶の乱に於いて、この天慶4年（941）には賊軍に依って大宰府が焼き払われる等したので、朝廷は征西大將軍として参議藤原忠文を發遣した。同年5月22日には、小野好古等が博多湾に於いて激戦の末、藤原純友方を撃破し、反乱は漸く鎮圧されるのであった。日本の東西より、ほぼ同時に火の手が上がったこの前代未聞の反乱に対して、朝廷はこれを軍事力で鎮定することができたものの、抑々、岐路に立たされていた律令制的な国家体制は大きく動揺したと見ることができる。その意味に於いて、この「氷塔出現」現象とは、この年に於ける同じ西国での出来事を示唆し、音声をも使用しながら、人々に警鐘を鳴らしていた事象であったと評価を行なうことができるとしたのである。

③「後朱雀院四季御屏風の上に怪人を御覧じて崩御の事」の逸話は、後朱雀天皇〔寛徳2年（1045）1月18日崩御〕治世の末、恐らくは、天皇が薨去する寛徳2年正月の出来事であったものと考えられる。それは同正月11日より3日間の日程で行なわれた、春の除目（県召除目）より始まっていた。その際に「大（おほき）なる人、あか（赤）きくみ（組紐）をくび（頸）にか（掛）けて、四季の御屏風のうへ（上）より見えける」という現象が目撃されていたのである。その様子を後朱雀天皇が見た直後、天皇は不豫の状態となり、1週間程度で崩御に至っていたものと見られる。つまり、この現象とは天皇の崩御を示唆する凶兆であったのである。赤い組紐を頸から掛けた大なる人とは、鬼としての見立てであろうが、赤色の色彩感覚も又、東アジア世界では、血をイメージさせることから、兵革の出来等、概して凶兆として見做されることが多かったのである。筆者である橘成季の認識でも、それは「おそ（畏、恐）ろしかりける事」であった。

④「治承二年六月流星地に落つる事」の逸話は、「延長八年七月流星怪雲等の事」共々、「恠異」編に於ける天文の異変に関する逸話であった。前者は、治承2年（1178）6月12日の未（ひつじ）時（14:00前後）に、都より見て坤（ひつじさる。南西）の方角に見えていた星が地上に落下したとする事象であった。その本体は、水精（すいしょう。水の精、月のこと。又、水晶）の様であったという。つまり、色彩感覚では青白い色であったものと推測されたが、それは、表面温度がかなりの高温に達していたからであろう。線香花火の様に、その膨らんだ先端部分が青白く発光する火球は少なくはないのである。

この丁度2年後に実施された、平清盛に依る摂津国和田京・福原京造営と遷都（行幸）は、正に平安京の南西方向に於ける出来事であった（治承4年6月）。都城は未完成のままに終わり、結局、同年11月には平安京に還都せざるを得なかった事態とは、王朝に関わる人々にとっては、正に平家に振り回された災厄であり、政治的災異でもあった。更に、青白い色彩感覚は深い海の色をもイメージさせることから、それは文治元年（1185）3月、平家方と源義経率いる源氏方との海戦に依って、長門国壇の浦で入水し、三種神器の

天叢雲剣と共に海中に没する安徳天皇の事件を想起させるものでもあったとした。これらの出来事は全て、平安京に於いて星の落下が現認されていた南西方向に於ける事象であった。

発生時間は前後するが、後者は、延長8年（930）7月15日の酉時（18:00前後）に、「おほ（大）きなる流星東北をさ（差）してゆ（行）きけるが、其跡化して雲となりにけり」とする、平安京より見て東北方向へ向けた流星の飛行が現認されたという事象であった。無論、東北方向は「鬼門」に当たることより、何らかの災異との関連性が疑われたのである。この火球出現は、同じ天空に於ける現象であるという共通項で以って、その5日後に発生していた別の自然現象との関連性が疑われた。それは、「同廿日くろ（黒）き雲西南よりき（来）たりて、龍尾壇〔龍尾道（たつのおのみち）。大極殿の前庭に在った階段のこと〕をおほ（覆）ふ。すなはち風吹て、大蛇の五六丈ばかりなる落かかりて、高欄破れにけれど、蛇は見えざりけり」とした自然現象であり、それは又、「扶桑略記 第廿四 裡書（うらがき）」同20日条でも「雷鳴風雨殊烈。龍尾道高欄倒」と記されていることから、やはり複数の目撃例があった。

西南とした方角認識とは、これから都の西南に当たる西国で発生する藤原純友〔「くろき雲」や「大蛇」、「龍」に見立てる〕に依る反乱を示唆したものであると指摘を行なった。「高欄破れにけれ」とか、「龍尾道高欄倒」とした表現法とは、地方官であった純友に依る、朝廷への叛逆を予感させる出来事として捉えられていたものと考えられる。ここでは、龍が大蛇であると見做されているが、それらは水中世界の支配者でもあった。「雷鳴風雨殊烈」という表現法が、そうした認識の存在を窺わせるのである。「くろ（黒）き雲西南よりき（来）たりて、龍尾壇をおほ（覆）ふ」とした表現法よりは、瀬戸内海、九州沿岸部を中心的舞台として、船舶や海上交通に精通した彼らの在り方が鮮明に浮かび上がって来るのである。都より見た西南とする方角性も、そうした古代以来の海人（あま）集団・海賊集団の頭目としての純友の存在とも重なり合うものであった。

⑤「治承四年四月大辻風の事」の逸話は、治承4年（1180）の旧暦4月29日未時（14:00前後）頃に、「九條のかた（方）」より発生し

た「辻風ふ(吹)きたりけり」とした現象である。これに依り、京中の家家は「まる(転)び」、「柱ばかり残れる」、死者数も夥しいと言った有様になったとする。建物の部、遣戸、それ以外の雑物等も吹き飛ばされ、それらは「雲の中に入」状態であったと記述している。つまり、これは季節風等に依る通常の強風等ではなく、竜巻の如く、発達した積乱雲に依る強力な上昇気流を伴っていた自然現象であると推測をした。

橘成季に依る対災異認識としても、この自然災害は「おそろしき事いふばかりなかりけり」としており、それは、同様にこの出来事を自らの随筆である「方丈記」に掲載していた鴨長明に依る、「さるべき、ものの論し」であったとした対災異認識(凶兆観)と重なるものであったと見られるとした。これは、目の当たりにした当該辻風自体に見られた自然の猛威や、被害の甚だしさに対する恐怖心もさることながら、そのことが啓示する処の漠然とした未来に対する不安感でもあったのであろう。その漠然とした未来とは、この約1か月後より始まる福原京への、都人の大移動、それ以降に起きる平清盛の死と政治的な動乱、平家政権末期の混沌とした状況、そして、平家滅亡であり、それらの事象を示唆した大風現象が、この「治承四年四月大辻風」現象であったとした分析も、大辻風から30年以上の時間的経過を経て、鴨長明や橘成季に依り冷静になされていたことが推測されたのである。

註：

(1)「古今著聞集」の巻末に記された跋文(ばつぶん。あとがき)では、「ひろく勘(かんが)へあまね(遍)くしる(記)すあまり(余)、他のものがたり(物語)にもを(お)よ(及)びて、かれこれ(彼此)き(聞)きす(捨)てず、かきあつ(集)むる程に」とか、「或は家々の記録をうかが(伺)い(ひ)、或は處々の勝絶(しょうせつ。最も優れていること。景勝地)をたづ(訪、尋、訊)ね、(中略)ただに(直接)き(聞)きつてに(人づてに)き(聞)く事をもしる(記)せれば」『古今著聞集』日本古典文学大系84(株式会社 岩波書店)1966年3月、に依る]としていることよりも、橘成季が「古今著聞集」の筆録に際して行なったらしい素材収集には、かなりの情熱を注いでいたことが窺われる。ただ、その結果、「さだ(定)めてうける事(根拠の無い事)も、又たし(確、慥)かなること(事)もま(混、交、雜)じり侍らんかし」であるとしており、収集した資料に対する精査や、資料(史料)批判といった作業には、余り意を用いてはいなかったことも推測されるのである。

- (2) 国立国会図書館所蔵本「二十巻本 倭名類聚鈔」(請求記号 WA7-102)、参照。
- (3)「白氏文集 卷之一」―「諷諭一 古調詩」―「宅凶」〔支那哲学研究会訳註『白氏文集 上巻』(菊地屋)1912年4月、に依る〕には、「一興八百年。一死望夷宮。寄語家與國、人凶非宅凶」、と記す。
- (4)『日本国語大辞典』第二版(株式会社 小学館)、に依る。
- (5) 日本では、伝統的に、何らかの国家的非常事態の出来時に発光現象が見られるとした見做しが存在していた。こうした発光現象として良く知られる事例は、応永の外寇時に於ける、熱田神宮への発光物体の落下と、その社頭に於ける少女への神託である。
醍醐寺座主三宝院満濟准後に依る、「満濟准后日記」〔続群書類従 補遺一『満濟准后日記(上)』(続群書類従完成会)1988年11月、に依る〕の応永26年(1419)7月19日条には、「今月十六日熱田社怪異希代事云云。先風雨以外。其後海面二十町計光。大ナル光物飛入社頭。其御通之路民屋悉顛倒。其後於社頭託少女。種々御神託在之。今夜光物伊勢御影向云々。山田不淨間。於此社頭。今度異國貢來重事御評定□八幡モ御影向云々。自余事繁多間。不能注置。定方々可記置歟。此注進到来十八日云々。以承平将門時之儀。□(被か)立勅使由為社家申請云々」とする記事があり、熱田神宮に於いて、突如嵐が発生したかと思うと、その後、社の南側に近接していた伊勢湾の海面が光り出した直後、「大ナル光物」が熱田社の中へ落下して来たというものである。
この時の落下物とは、恐らく火球といった宇宙空間よりの降下物体であろうが、注目すべきことは、その降下自体が「異國貢來重事」、つまり、「応永の外寇」と関連付けられていることである。都では、この年の6月末頃より、「大唐蜂起」とか、「異國襲來」、「蒙古來寇」といった風説が伝わり、かなり騒然とした雰囲気が存在していた、『国史大辞典』(株式会社 吉川弘文館)の「応永の外寇」の項、参照)という伏線があったのである。そこに今回の「大ナル光物」の熱田社中への落下現象であるから、当時、様々な政治的憶測を呼んだとしても不思議ではないのである。それは、当該記事に多用されている「云々」表現法、つまり、伝聞記事の多さよりも見て取ることができようであろう。
当時、この発行物体の降下現象は「伊勢御影向」、即ち、伊勢神宮外宮の祭神である豊受大御神(とようけのおおみかみ。豊宇賀能賣命)が、熱田神宮に影向して来たと思われたのであった。ここで、「異國貢來重事」に対する評定を、神々と共に開催するという見立てであった。
- (6) 国史大系本(第6巻)『扶桑略記』(合名会社 経済雑誌社)1897年2月、に依る。
- (7)『竹取物語 伊勢物語』新 日本古典文学大系17(株式会社 岩波書店)1997年1月、に依る。
- (8) 丸善出版株式会社、2019年11月。
- (9)『風土記』日本古典文学大系2(株式会社 岩波書店)1958年4月、に依る。
- (10)『災害対処の文化論シリーズ V ~浪分けの論理、水災害としての津波~』〔2016年3月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕―「3-2:冠島(大島)、杵島(小島)沈島伝説」、参照。
- (11) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ III ~新潟県域に於ける謎の災害~』〔2015年8月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製

本直送.comの本屋さん]—「付論1 柏崎、刈羽地域の災害史1」、参照。

- (12) 国史大系本『日本書紀 後篇』(株式会社 吉川弘文館) 1990年12月、に依る。尚、桜井貴子氏『『日本書紀』から推測した7世紀の火山活動』〔『歴史地震』(歴史地震研究会)第24号所収、171~180頁、2009年6月〕、に依れば、「日本書紀」当該条は、朝倉宮の東方に位置していた由布鶴見火山の噴火に伴う出来事(火山災害)であり、そこより飛来した火山弾に依り、宮殿の殿舎は破壊され、硫黄の燃焼が宮よりも確認することができ、流下して来た火山ガスの為、大舍人以下の近侍の者が多数死去し、齊明天皇もそれが原因で亡くなったとする。大笠とは、成層圏に迄立ち上る噴煙のことであり、それを天皇の葬列を見守る鬼に準えたものであると指摘をする。又、この事象の観察者が、大笠(噴煙)の広がりを見守る火山近傍からではなく、遠方より見ていたことを示していると推察されることよりも、朝倉宮と鶴見岳との位置関係が合致するとしているのである。
- (13) 増補史料大成『吉記二 吉記統記』(株式会社 臨川書店) 1975年11月、に依る。
- (14) 増補史料大成『山槐記二』(株式会社 臨川書店) 1975年11月、に依る。
- (15) 『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「日最大風速10m/s以上の日数の月別年平均値(1981年から2010年までの平均値)」に依れば、東京に於いては、年間で2.1日、1月は2.2日、2月は3.4日、3月は4.0日、京都に於いては、年間で0.4日、11月~翌年6月は0.0日である。東京では、0.0日の月は無い。
- (16) 気象庁「竜巻の月別発生確認数(1991~2017年)」2018年5月2日、に依れば、当該期間に於ける竜巻発生総計458件の内、9月に110件、10月に70件、8月には61件の発生が確認されている。尚、最少は1月の13件である。旧暦4月29日に当たる新暦6月では、28件の竜巻が発生している。
- (17) 以下、小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I~古代日本語に記録された自然災害と疾病~』〔2015年7月初版発行、販売:データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん]—「5-3: 治承4年の辻風」、参照。
- (18) 安良岡康作氏全訳注『方丈記』(株式会社 講談社) 2013年4月、に依る。
- (19) 国史大系本(第11巻)『日本紀略 後篇・百鍊抄』(株式会社 吉川弘文館) 1965年8月、に依る。
- (20) 内大臣三条西実隆の日記である「実隆公記」〔『実隆公記 卷三之上』(株式会社 続群書類従完成会) 2000年11月、に依る〕の明応5年(1496)4月27日条には、「抑青女献盃供餅、是年違祝著也、聊慣世俗之風、有興者也、一昨日廿五日、申刻赤松三位正則終以卒去云々、四十二才、予同甲子也、依此儀有此事矣」という記事があり、この2日前の4月25日には、没落していた赤松氏を再興させた赤松正則が死去し、それに伴い、同年齢であった実隆は、妻の用意した日本酒と餅とを勧めて年違の儀を執り行ったというものである。日本酒の持つ聖なる清浄効果を期待して、「死の穢れ」の自分への伝染を阻止しようとしたものであろう。餅の方は、この行事の異名が「耳塞餅」(みみふさぎもち)であったことより、丸餅を両耳に当てて、凶報を聞かなかったことにしたのかもしれない。但し、室町時代も中葉に当たり、「聊慣世俗之風、有興者也」の表現法よりは、当時、この慣習がかなり一般化し、

儀礼化、形骸化していたことを窺わせ、実際にとっては、却ってそれが興味深い習俗として捉えられていたのであろう。

年違の行事の内容は、餅等の食物を耳に当てて、凶報を聞かなかったことにしてしまう、ということであったとされる。本来は、餅と日本酒とを勧めたらしい。新年の「晴れの食作法」を臨時に設けて、これを受ける形で、同齡の死者よりも、1歳分年齢を暫定的に増やして、同齡による忌を避けようとしたものらしい。数え年習慣ならではの慣習ではあろう。

又、同記文明18年(1486)2月1日、2日条〔『実隆公記 卷一之下』(株式会社 続群書類従完成会) 2000年8月、に依る〕にも、同家で仕える官女(侍女)に依る年違の記事が見られるが、この場合は故人となった同齡の人物〔徳大寺入道右府(公有)〕の死去より年違の実行迄、5日を要していた。当該事例に見るならば、「死の穢れ」の効力は、この儀礼自体が陳腐化しつつあった室町中期でも、2日~5日は強力であったと見做することができる。即ち、対象者の死去より5日以内に年違を実行しなければ、「死の穢れ」は自分へと伝染するのである。

中世以来、自分の誕生日ではなく、毎年正月に年齢を加えるという考え方が明瞭であり、この時に餅を耳に当てながら呪文を唱えるという行為があり、そこで「耳塞餅」という名称が広まったとされる。従って、それは東日本地域で主として見られる角餅ではなく、丸餅でなければやり難かったものと推測される。現在、関西地区で主として食される丸餅の起源も、この様に両耳に当てて、不吉なる出来事を示す音声を遮断するという習俗より説明されるのかもしれない。

尚、『国史大辞典』(株式会社 吉川弘文館)の「耳塞餅」の項、参照。

- (21) 『方丈記 徒然草』新 日本古典文学大系39(株式会社 岩波書店) 1989年1月、に依る。

参考文献表:

⑧当該表は著者名(辞典、事典、史料、新聞等の場合は発行所)の50音順に依り配列してある。尚、複数の巻がある辞典・事典等の場合には、その発行年月を省略したものもある。

- 「朝日新聞」朝日新聞社
- 『日本文化総合年表』岩波書店、1990年3月
- 『古今著聞集』日本古典文学大系84、株式会社 岩波書店、1966年3月
- 『今昔物語集 四』日本古典文学大系25、株式会社 岩波書店、1962年3月
- 『竹取物語 伊勢物語』新 日本古典文学大系17、株式会社 岩波書店、1997年1月
- 『風土記』日本古典文学大系2、株式会社 岩波書店、1958年4月
- 『方丈記 徒然草』新 日本古典文学大系39、株式会社 岩波書店、1989年1月
- 『角川 古語大辞典』株式会社 角川書店
- 安良岡康作氏全訳注『方丈記』株式会社 講談社、2013年4月
- 『古語大辞典』第一版第一刷、株式会社 小学館、1983年12月
- 『日本国語大辞典』第二版、株式会社 小学館
- 『実隆公記 卷一之下』株式会社 続群書類従完成会、2000年8月

- 『実隆公記 卷三之上』株式会社 続群書類従完成会、2000年11月
- 『白氏文集（三）』新釈漢文大系 第99巻、株式会社 明治書院、1988年7月
- 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
- 『神道史大辞典』株式会社 吉川弘文館、2004年7月
- 国史体系本（第11巻）『日本紀略 後篇 百鍊抄』株式会社 吉川弘文館、2000年7月
- 国史大系本『日本書紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、1990年12月
- 国史大系本『日本書紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1992年4月
- 増補史料大成本『吉記二 吉記続記』株式会社 臨川書店、1975年11月
- 増補史料大成本『山槐記二』株式会社 臨川書店、1975年11月
- 支那哲学研究会訳註『白氏文集 上巻』菊地屋、1912年4月
- 気象庁「竜巻の月別発生確認数（1991～2017年）」2018年5月2日
- 「京都新聞」京都新聞社
- 国史大系本（第6巻）『扶桑略記』合名会社 経済雑誌社、1897年2月
- 桜井貴子氏「『日本書紀』から推測した7世紀の火山活動」（『歴史地震』第24号所収、2009年6月）
- 『日本国語大辞典』第二版、小学館
- 『日本大百科全書』小学館
- 『日本史総覧コンパクト版Ⅰ』新人物往来社、1991年4月
- 続群書類従 補遺一『満濟准后日記（上）』続群書類従完成会、1988年11月
- 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
- 国立国会図書館所蔵本「二十巻本 倭名類聚鈔」請求記号 WA7-102
- 『世界大百科事典』初版、平凡社
- 『理科年表 平成30年 第91冊』丸善出版株式会社、2017年11月
- 『理科年表 令和2年 第93冊』丸善出版株式会社、2019年11月
- 宮澤俊雅氏「倭名類聚抄諸本の出典について」（『北海道大学文学部紀要』45巻2号（通巻第89号）所収、1997年1月）
- 守屋美都雄氏訳註『荊楚歳時記』東洋文庫324、株式会社 平凡社、2009年12月

注記：

本稿に於ける和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』（岩波書店、1990年3月）、『日本史総覧コンパクト版Ⅰ』（新人物往来社、1991年4月）の「天皇一覧」、に基づいた。

又、本稿中で使用した標高、距離等の表示は、「YAHOO JAPAN! 地図」の「距離計測」、「Googleマップ」の「地図検索」、及び、「国土地理院電子国土web」の「標高表示値」、に依った。

尚、本稿中に於いては、必要に応じ、読者に依る円滑な理解を助ける目的に於いて、筆者が以前に発表した複数の論稿内の内容や文等を、必要最小限度内で、その一部分を引用、編集、加工し、使用している部分が存在することを明示しておく。

その場合には、「註」に於いて該当箇所を明示した。